

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、令和 2 年 3 月 27 日付け松江市監査委員告示第 2 号で公表した行政監査の結果に基づき、松江市教育長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

令和 2 年 6 月 1 日

松江市監査委員 松 本 修 司  
松江市監査委員 安 来 弘 喜  
松江市監査委員 野 々 内 誠

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 等 結 果
<p>6 総括意見</p> <p>児童クラブの管理運営や施設については、参酌基準にそって、おおむね適正に実施されている。しかしながら、一人当たりの専用区画面積が、参酌基準を満たしていない児童クラブが数か所あった。また、望ましい集団の規模（支援の単位）についても、参酌基準を超えている児童クラブが十数か所あった。現在、条例で経過措置が設けられているので、参酌基準達成に向けて引き続き努力されたい。</p> <p>また、松江市児童クラブ条例における開設時間の延長時間の取り扱いについては、利用者のニーズに応えられるよう是正に向けて検討されたい。</p> <p>指導員の配置については、市独自加算を含め、適正に配置されている。また、指導員の研修も計画的に実施されている。しかしながら、必要な指導員の確保については、その勤務形態等から処遇等で困難な面もあるが、引き続き必要な人材の確保に向けて努力されたい。</p> <p>避難訓練等の安全対策については、国の放課後児童クラブ運営指針にあるように、少なくとも年 2 回以上実施されたい。また、登下</p>	<p>児童クラブの開設時間の延長時間の取り扱いについては、各校区において、利用者のニーズ、指導員体制、利用可能な民設児童クラブの有無などを勘案した上で、利用者のニーズに応じた時間で事業の実施ができるよう、各児童クラブ運営委員会と意見交換しながら検討を進めてまいります。</p> <p>また、避難訓練等の安全対策については、年 2 回以上の訓練実施を徹底するよう改めて周知を行うとともに、実施の確認の徹底を図ります。</p> <p>その他、児童クラブの管理運営や施設、待機児童、指導員の人材確保などの継続した課題については、引き続き各児童クラブ運営委員会と連携を図りながら、改善策の検討を進めてまいります。</p>

校時の安全対策については、集団下校や個人下校の場合には、既存マニュアルの徹底やマニュアルの適宜見直しを行う等、さらに取り組みを強化されたい。

待機児童の解消については、第2児童クラブや児童クラブ分室を年次的に開設しているが、引き続き施設の適正規模との兼ね合いも考慮しながら、取り組みを進められたい。

視察した児童クラブでの指導員との意見交換では、市との連携がおおむね適切に行われていると感じたところであるが、引き続き現場指導員の声に迅速に対応されることを期待する。

最後に、近年、児童数は減少傾向にあるものの、全国的に保育所（園）の待機児童の問題が発生している。このような中で、児童クラブへの入会希望者も増加しており、保護者の児童クラブへの期待や要望も大きくなっている。

このため、指定管理者である各児童クラブ運営委員会と連携を図り、施設の快適な環境の確保と児童の安全対策の取り組みを、さらに推進されることを望むものである。